

第138回行政改善推進会議 議事概要

1 日 時：令和8年6月24日(水)14:00～16:00

2 場 所：中央合同庁舎第2号館10階1006会議室（WEB会議併用）

3 出席者（敬称略）

座 長 江利川 毅
梶田 信一郎
齋藤 誠
榊原 一夫
高橋 滋
星 政良
南 砂

事務局(総務省)	大臣官房審議官	稲垣 好展
	行政相談管理官	大塚 正高
	企画官	永井 一郎

4 議 題

○ 審議案件

健康保険及び厚生年金保険の育児休業による保険料免除について（継続案件）

5 議事録

○ 審議案件

健康保険及び厚生年金保険の育児休業による保険料免除について（継続案件）

（江利川座長）

それでは、第138回行政改善推進会議を開催させていただきます。今回の議題は、前回に引き続きまして、健康保険及び厚生年金保険の育児休業による保険料免除についてであります。事務局の方で厚生労働省とかなり調整いただいたようですので、その中身も含めて、まず、事務局の方から現状について説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。

（事務局）

それでは、お手元の資料「健康保険及び厚生年金保険の育児休業による保険料免除につい

て」をご覧ください。本件につきましては、前回会議でのご指摘を踏まえて、厚生労働省と協議を行いました。本日は、会議でのご議論及び厚生労働省との協議を踏まえて整理した、あっせんの可否及びその方向性についてご説明いたします。

まず、1ページの論点1「育児・介護休業法の適用対象でない者の保険料免除について」です。「労働者」の範囲について、関係法規全体として整合性が取れるように見直すことはできないかという論点であり、この点につきましては、各法律・各制度において、どのような者を適用対象とするかは、各法律・各制度の目的等に応じて定められ、また解釈も積み重ねられていることから、健康保険、厚生年金保険、育児・介護休業法、労働基準法における「労働者」の考え方を、現時点で整合的に整理することは困難であるとしています。その上で、2ページ上段のとおり、今回問題となった保険料を徴収する対象と免除する対象の齟齬については、健康保険法及び厚生年金保険法の枠組みの中で、その目的や制度の趣旨に合うよう、論点2の方向で解決を促すこととしたいとしています。

次に、論点2「同居の親族のみを雇う事業に雇用される者の保険料を免除することはできないか」についてです。3ページのあっせんの可否及びその方向性のとおり、健康保険及び厚生年金保険の被保険者である「同居の親族のみを雇う事業に雇用される者」が、育児に伴い休業した場合に保険料を免除することについて、厚生労働省において検討していただくよう促すこととしたいとしています。この場合、法改正を伴うことになることも踏まえ、約5年に一度行われている年金制度改革を目途に検討していただくことが考えられるとしています。なお、検討に当たっての留意点として、3ページの黒ボツ3点を記載しています。1つ目は、労働基準法の「労働者」の考え方にとらわれず、健康保険法及び厚生年金保険法の目的や制度趣旨に沿って検討していただくこと。2つ目は、申請主義を前提に、休業を把握するための必要な要件や提出書類等について検討していただくこと。3つ目は、法改正の形式については、適切な方法で行うよう留意を求めることです。また、3ページ下から4ページにかけてですが、厚生労働省は、休業の実態がなくても届出が行われる可能性を懸念していました。この点については、届出に疑義が生じたときには、事業者に必要な検査等を行うなどの方策も検討されるよう求めたいとしています。

以上は制度改革の話ですが、制度改革までの間に、誤った保険料免除の申出がなされることを防ぐため、4ページ中段のとおり、日本年金機構側で適切にチェックするよう、審査マニュアルの整備や、申出書・電子申請画面において保険料免除の対象とならない者を具体的に記載するなどの対応を促すこととしています。また、5ページ上段のとおり、申出書や日本年金機構ホームページなどでの説明を充実させるなど、周知の強化も促すこととしたいと考えています。

次に、5ページ中ほどの救済措置についてです。厚生労働省に確認したところ、本件に限らず、保険料の追加納付を求める場合には、法令に基づき、免除または一部免除は行わず、徴収権の時効が到来していない期間について納付を求めているとのことでした。事務局としても、法令の根拠なく保険料の免除等を行うことは困難であると考えため、この点につ

いては、あっせんを行わないこととしたいとしています。

最後に、6 ページ以下の実態把握の点ですが、今後、法改正の検討に必要な範囲で、必要に応じて実態を把握していただくこととしたいと考えております。

以上のあっせんの可否及びその方向性についてご了解いただければ、行政評価局長名でのあっせん文の発出について、厚生労働省と調整を開始することとしたいと考えています。事務局の説明は以上です。

(江利川座長)

ただいま説明がありましたが、この説明の中身などにつきまして、ご質問あるいはご意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(高橋構成員)

全体として、非常によく厚生労働省とご調整いただいたと思います。基本的に異論はありません。1 点質問ですが、3 ページの括弧の中にくくられた部分がありますけれども、これはどういう取り扱いになるのでしょうか。

(事務局)

これは、必ずしもあっせん案文そのものを書くとは限らないのですが、基本的にはこれまでの議論を踏まえて、同居の親族のみを雇う事業に雇用される者が育児に伴い休業した場合は保険料を免除してください、ということがあっせんの本筋になりますけれども、労働基準法の労働者概念に縛られる必要はないということ、また、申請主義を前提に考えるべきではないかということ、そして改正の法形式については厚労省で適切に判断いただくこと、そうした点を念のためここに記載しているということです。

(高橋構成員)

要はあっせん文には出てこないかもしれないが、厚生労働省には伝えて留意していただくということでしょうか。

(事務局)

そういうことでございます。

(江利川座長)

よく協議していただいたなという感じがあります。厚生労働省ができることをやろうという雰囲気を見せているのもよかったと思います。以前、私は「行政の間違いなのだから、保険料について何か救済があってもいいのではないか。」という趣旨のことを申し上げたと思いますが、実際問題としては、ここに書いてあるように、法令上の根拠なく免除等を行う

のは難しいと思いますので、この方向でよいと思います。

齋藤先生、いかがでしょうか。

（齋藤構成員）

ありがとうございます。基本的な、あっせんの可否及び方向性につきましては、異論はございません。1つ確認ですが、4ページ上の四角のところで、「疑義が生じた時には必要な検査などを行う」という趣旨の記載があります。これまでの経緯を見ると、給与支払明細書等の確認で相当程度対応できるのではないかという見方もありましたし、一方で、厚生労働省の見解としてプライバシーの観点からの懸念も示されていたと思います。結局、まずは給与明細等で確認し、それでも疑問がある場合に補充的に何かを行う、ただしその場合もプライバシー侵害にならないようにする、そういう方向での検討という理解でよろしいでしょうか。

（事務局）

はい。厚労省の方も、法律上備わっている検査権限を、必要に応じて適切に行使するということですが、そこはプライバシー等を侵さない必要最小限の範囲で行うという理解です。

（齋藤構成員）

分かりました。ありがとうございます。

（榊原構成員）

法改正の検討、令和12年頃が目途とのことですが、そこまできちんと引き継がれていくのかどうか、その点が気になります。

（事務局）

そのご懸念はもっともだと思いますので、こちらとしても令和12年度まで放置するわけではなく、まず、あっせんの後に一定期間を目途に回答をいただき、そこで今後のスケジュール感がどの程度なのかを確認したいと考えています。年金制度改正は、5年に1回の財政検証の後、部会での検討を経て改正、という流れかと思いますが、こちらとしても適切なタイミングでフォローアップをする必要があると考えています。

（江利川座長）

その回答は、公文書としていただくということでしょうか。

（事務局）

はい。こちらからは行政評価局長名であっせん文を出し、相手方からは保険局長、年金局

長連名になるかと思いますが、今後のスケジュールも含めて一定程度お書きいただくような形を想定しています。

（江利川座長）

事務局では大変いろいろ調整いただいたのだと思いますが、よい方向に整理されたと思います。この方向で進めていただきたいと思います。整理した文書については、後ほど我々にも報告かなにかあるのでしょうか。

（事務局）

はい。こういった形で調整しているというものについては、事前にご照会差し上げたいと考えております。

（江利川座長）

分かりました。それでは、そういうことで進めていただきたいと思います。

以 上